相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所神奈川県伊勢原市日向五四一番地一医療法人社団三井会伊勢原日向病院　被相続人　亡　通称　三浦　元文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月二十四日

川崎市川崎区東田町八番地　パレール三井ビルディング一一階一一〇一号室

相続財産管理人　弁護士　池田　博毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県大和市南林間二丁目一一番、最後の住所神奈川県大和市西鶴間七丁目九番八号グリーンアヴェニューC一〇三

被相続人　亡　辻丸　雅彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月二十四日

横浜市中区日本大通一八番地ＫＲＣビルディング五階

相続財産管理人　弁護士　小山　昌人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市秋葉区善道町二丁目六七番地、最後の住所新潟市秋葉区荻島二丁目八番一六号　被相続人　亡　南場　哲雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月二十四日

事務所新潟市中央区堀之内南三丁目七番二一号　相続財産管理人　石山　孝行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市西区鳥原三七三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　成海　一成

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月二十四日

事務所新潟市西区鳥原新田四三二番地一

相続財産管理人　司法書士　菊池　文吉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市大手五丁目五番、最後の住所長野県東筑摩郡麻績村麻二一一七番地一

被相続人　亡　内田ハツ江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月二十四日

長野県松本市蟻ケ崎五丁目三番三五号、事務所長野県安曇野市豊科田沢五四二六番地五

相続財産管理人　司法書士　小川原　哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市新庄二丁目二八七番地、最後の住所大阪府大東市川中新町二〇番三〇六号　被相続人　亡　辻井　悟

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月二十四日

大阪府豊中市末広町二―一―四豊中末広ビル二階二〇三号

相続財産管理人　弁護士　向井　啓介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市中区千代田一丁目六一二番地、最後の住所大阪府堺市中区深井清水町四〇〇五番地一（一五〇二号）

被相続人　亡　小川　環

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月二十四日

大阪市北区西天満三丁目一四番一六号西天満パークビル三号館七階

相続財産管理人　弁護士　小山　操子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢上町一二七番地、最後の住所大阪市東住吉区矢田三丁目一〇番五号　被相続人　亡　細谷喜久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月二十四日

大阪市中央区北浜二丁目一番一九号サンメゾン北浜ラヴィッサ七〇二号

相続財産管理人　弁護士　丸野　敏雅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県尾道市原田町小原九六五番地、九六七番地二合併、最後の住所兵庫県三田市あかしあ台五丁目三〇番地二　四棟二〇三号

被相続人　亡　大段　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月二十四日

兵庫県神戸市中央区海岸通六番地　建隆ビルⅡ三階　神戸パートナーズ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西片　和代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県枕崎市東鹿篭一二六五九番地、最後の住所広島市西区天満町八番七号（医療法人社団光仁会　梶川病院内）

被相続人　亡　田代　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月二十四日

事務所広島市中区幟町五番二〇号　セジュールＨＡＲＡ二階

相続財産管理人　司法書士　中村　真治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十九年十一月二十四日

東京都千代田区神田駿河台二丁目一番一九号

三和不動産株式会社

代表取締役　名倉　静

第60期決算公告

平成29年11月24日

東京都千代田区神田駿河台二丁目1番19号

三和不動産株式会社

代表取締役　名倉　静

貸借対照表の要旨（平成28年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	530,324
	固定資産	1,860,579
	合計	2,390,903
負債及び純資産の部	流動負債	189,031
	固定負債	1,014,578
	（土地圧縮引当金）	（182,181）
	株主資本	1,187,293
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,087,293
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	1,062,293
	（うち当期純利益）	（70,152）
	合計	2,390,903

第16期決算公告　平成29年11月24日

栃木県佐野市町谷町2946番地

株式会社ＩＤＸ

代表取締役　藤井　修逸

貸借対照表の要旨（平成29年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,077,266
	固定資産	772,887
	合計	1,850,154
負債及び純資産の部	流動負債	1,077,588
	固定負債	742,320
	株主資本	30,246
	資本金	456,785
	資本剰余金	2,433
	その他資本剰余金	2,433
	利益剰余金	△428,972
	その他利益剰余金	△428,972
	（うち当期純損失）	（118,910）
	合計	1,850,154

（注）　千円未満を切り捨てて表示しております。